

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年10月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年10月22日から同年11月11日まで縦覧に供する。

令和3年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 中池地区	坂出市建設経済部 産業課
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 畑部久保田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 原大町地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 港東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川原南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川向地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 惣社地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 平場池地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中村地区	〃